

愛媛ベトナム交流協会 会則

(名 称)

第1条 本会は、愛媛ベトナム交流協会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、愛媛県松山市に置く。

(目 的)

第3条 本会は、愛媛県とベトナム社会主義共和国との相互理解と親善を深め、経済・学術・文化等の交流を促進し、相互の協調と発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 経済・学術・文化等の相互交流に対する支援
- (2) 相互理解と親善に必要な講演会等の開催
- (3) その他、本会の目的達成に必要な事業

(会 員)

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 法人会員
- (2) 個人会員

(入 会)

第6条 本会の趣旨に賛同する者で、入会申込書を会長に提出し、会長が承認する。

(退 会)

第7条 会員は、次の事由によりその資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 個人会員が死亡したとき
- (3) 継続して2年間、会費の納入を怠ったとき
- (4) 理事会で不相当と認められたとき

(役 員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 若干名

2 第1項に定める役員は、会員の互選により選出する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、任期中の第2回目の総会の終結時までとする。

2 任期満了前に退任した役員補欠として、又は増員により選任された役員任期は他の役員残任期間と同一とする。

(役員職務)

第10条 会長は本会を代表し、会務を統轄する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

- 3 理事は、理事会を組織して会務を企画処理する。
- 4 監事は、本会の会計を監査する。

(名誉顧問・顧問の設置)

- 第11条 本会に、名誉顧問及び顧問を置くことができる。
- 2 名誉顧問及び顧問は、会長が理事会の承認を得て、委嘱する。

(総会)

- 第12条 総会は、毎年1回開催し、会長が招集する。ただし、理事会が必要と認めたときは、臨時総会を招集することができる。
- 2 総会においては、会長がその議長となる。また、総会は、会員の過半数の出席（委任状、代理人、web出席、書面出席を含む。）により成立する。
 - 3 総会に付議する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 事業報告及び決算
 - (2) 事業計画及び予算
 - (3) 役員の選任及び解任
 - (4) 会則の変更
 - (5) その他理事会が必要と認めた事項
 - 4 総会の議事は、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長が決する。

(理事会)

- 第13条 理事会は、会長、副会長、理事をもって構成し、必要に応じ会長が招集する。
- 2 理事会においては、会長がその議長となる。また、理事会は、役員の過半数の出席（委任状、代理人、web出席、書面出席を含む。）により成立する。
 - 3 理事会に付議する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 総会に付議する事項
 - (2) その他会則に定めのある事項
 - 4 理事会の議事は、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長が決する。

(経費)

- 第14条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。
- 2 本会の会費は次のとおりとする。
 - (1) 法人会員 年1口以上（1口 20,000円）
 - (2) 個人会員 年1口以上（1口 3,000円）

(事業年度)

- 第15条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

- 第16条 本会の事務を処理するため、愛媛県中小企業団体中央会内に事務局を置く。

(委任)

- 第17条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この会則は、令和4年7月14日より施行する。
- 2 設立当初の役員の任期は、第9条の規定に関わらず、令和5年度総会終結時までとする。
- 3 設立当初の事業年度は、第15条の規定に関わらず令和4年7月14日から令和5年3月31日までとする。